

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第329号）

### 〔 振込手数料支払根拠文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和2年12月1日）

#### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

#### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和元年11月22日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

病気休暇を取得している職員に対して大阪府が給与を現金支給する際に、勤務地で現金を受け取ることが難しい場合には口座振込のために職員が振込手数料を負担しなければならない根拠がわかる文書。なお、労基法24条には「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」とある。

- 2 令和元年12月6日、実施機関は、同日付け教学総第2180号において、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求にかかる行政文書を管理していない理由）

本件請求に係る行政文書は、作成または取得していないため、管理していない。

- 3 令和元年12月11日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。当該文書の公開を求める。

#### 第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求書における主張

地方公務員法（以下「法」という。）第25条第2項には、「職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。」と

あるが、実際に給与支払にあたって教職員振込手数料を負担した実例があるため、「特に認められた場合」が法律又は条令により認められていることは明白である。よって、その根拠となる行政文書を求める。

(なお、請求には労働基準法第24条について言及したが、法により同項適用除外のため、法第25条第2項を根拠とするように訂正する。)

## 2 反論書における主張

弁明書において、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第161条第1項第4号および大阪府財務規則（以下「規則」という。）第42条1項を根拠に、職員に現金により給与支給できる旨が定められていると主張している。しかしながら、私が求めているのは、「大阪府が給与を現金支給する際に、勤務地で現金を受け取ることが難しい場合には、口座振り込みのために職員が振込手数料を負担しなければならない根拠」であるため、弁明として不適切である。資金前渡によって現金支給できる根拠を求めているのではない。よって、適切な行政文書を全部公開すること。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次の通りである。

### 1 意見の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

### 2 実施機関の弁明

大阪府においては、条例に基づき、条例第8条の除外事由を除き、原則、公開を請求された行政文書が存在する場合、公開することとなっている。

条例第2条第1項の規定によれば、行政文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」である。

上記のことを踏まえ、審査請求人は「病気休暇を取得している職員に対して大阪府が給与を現金支給する際に、勤務地で現金を受け取ることが難しい場合には口座振込のために職員が振込手数料を負担しなければならない根拠が分かる文書」の公開を求めたものである。

給与の現金支給については、施行令第161条第1項第4号及び規則第42条第1項の規定により職員にさせることができると定められており、審査請求人が求めている行政文書は存在していない。

### 3 結論

よって、処分庁としては、不存在による非公開決定をせざるを得なかったものである。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

### 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人が求める文書は、病気休職を取得している職員に対して大阪府が給与を現金支給する際に、勤務地で現金を受けることが難しい場合には職員が振込手数料を負担しなければならない根拠がわかる文書である。

当審査会が実施機関に確認したところ、給与の口座振り込みの説明をしている文書はあるが、その中には振込手数料についての記載はなかった。また、教員が給与の振込口座を解約したため、口座振込が出来なくなった場合は資金前渡職員から直接現金支給をしており、今まで現金支給が出来なかった事例はなく、審査請求人が求めるような場合を想定していないことから、その履行方法について定めた文書は作成しておらず、審査請求人が求める文書は存在しないことであった。

この実施機関の説明に不自然な点はなく、審査請求人が公開を求めるような行政文書が存在しないことは明らかである。

よって、本件決定は妥当である。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

高橋 明男、中井 洋恵、池田 晴奈、丸山 敦裕